

昭和三十九年法律第二百一十九号

母子及び父子並びに寡婦福祉法

目次

第一章 総則（第一条—第十条の二）	第二章 基本方針等（第十一条・第十二条）
第三章 母子家庭に対する福祉の措置（第十三条—第三十一条の五）	第四章 父子家庭に対する福祉の措置（第三十一条の六—第三十二条の十一）
第五章 寡婦に対する福祉の措置（第三十二条—第三十五条の二）	第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等（第三十六条・第三十七条）
第七章 母子・父子福祉施設（第三十八条—第四十一条）	第八章 費用（第四十二条—第四十五条）
第九章 雜則（第四十六条・第四十七条）	第十章 罰則（第四十八条）
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のため必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。(基本理念)

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかるわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に關係のある施策を講ずるに当たつては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。(関係機関の責務)

第五条 (扶養義務の履行)

母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)その他母子家庭の

福祉に関する機関、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める児童委員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十一項に規定する女性相談支援員、児童福祉法第四十四条の二

第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十一条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の二

第五項の規定により都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村から委託を受けてい

る者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭

の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

第二項の規定により都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村から委託を受けてい

る者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭

の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

第三項又は第三十二条の十一第二項の規定によ

り都道府県又は市町村から委託を受けている

者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭

の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(定義)

この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの

二 配偶者の生死が明らかでない女子

三 配偶者から遺棄されている女子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができる女子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失つていてる女子

六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

一 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

二 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの

三 配偶者から遺棄されている男子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができる男子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失つていてる男子

六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

一 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

二 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子とし

て民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百

七十七条の規定により児童を扶養していったことのあるものをいう。

5 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。)又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。))の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

一 社会福祉法人 理事

二 前号に掲げるもののほか、営利を目的としたない法人であつて内閣府令で定めるもの 内閣府令で定める役員

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

5 次の各号に掲げる機関は、母子家庭等の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

一 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会)

都道府県知事

二 児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)

(母子・父子自立支援員)

二 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熟意と識見を持つている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとする。

6 母子・父子自立支援員は、この法律の施行に

関し、主として次の業務を行ふものとする。

一 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立

に必要な情報提供及び指導を行うこと。

疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話をしくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を探ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

前項の規定による委託に係る事務に従事する者は又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(措置の解除に係る説明等)

前項の規定による委託に係る事務に従事する者は又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(行政手続法の適用除外)

都道府県知事又は市町村長は、前条第一項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聽かなければならぬ。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他内閣府令で定める場合においては、この限りでない。

第二十条 国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、母子家庭日常生活支援事業（第十七条第一項の措置）に係る者につき同項の内閣府令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。（事業の開始）

第二十一条 母子家庭日常生活支援事業を行ふ者は、その事業を廃止し、又は休止するときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。（報告の微収等）

第二十二条 都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭日常生活支援事業を行ふ者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入

り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(事業の停止等)

前項の規定による権限は、犯罪捜査のため明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(受託義務)

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業法第二十二条第一項の許可を受けた者について適用する)

事業法第二十二条第一項の許可を受けた者について適用する。

(公営住宅の供給に関する特別の配慮)

地方公共団体は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）による公営住宅の供給を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるよう特に配慮をしなければならない。

(特定教育・保育施設の利用等に関する特別の配慮)

市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合は、母子家庭の福祉が増進されるよう特に配慮をしなければならない。

(母子家庭就業支援事業等)

国は、前条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行ふものとする。

(母子家庭就業支援事業)

都道府県が行う次項に規定する業務（以下「母子家庭就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

(母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する業務)

都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るために、母子・父子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行ふために商店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すよう努めなければならない。

(母子家庭の母及び児童に対する相談)

都道府県は、母子家庭の母及び児童に対する相談に応じること。

(母子家庭の母及び児童に対する職業能力の向上)

都道府県は、母子家庭の母及び児童に対する職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

(母子家庭の母及び児童の就職情報を提供)

都道府県は、母子家庭の母及び児童の就職情報を総合的かつ一體的に行うこと。

(母子家庭の母及び児童に対する就職援助)

都道府県は、母子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

(母子家庭自立支援給付金)

母子家庭就業支援事業に係る事務に従事する者は又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雇用の促進)

都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金

（製造たばこの小売販売業の許可）

（第二十六条）配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがたばこの事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第二十三条各号の規定に該当しないときは、財務大臣は、その者に当該許可を与えるように努めなければならない。

(母子家庭就業支援事業等)

都道府県は、前条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行ふものとする。

(母子家庭就業支援事業)

都道府県が行う次項に規定する業務（以下「母子家庭就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

(母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する業務)

都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るために、母子・父子福祉団体との連携を図りつつ、次に掲げる業務を行ふものとする。

(母子家庭の母及び児童に対する相談)

都道府県は、母子家庭の母及び児童に対する相談に応じること。

(母子家庭の母及び児童に対する職業能力の向上)

都道府県は、母子家庭の母及び児童に対する職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

(母子家庭の母及び児童の就職情報を提供)

都道府県は、母子家庭の母及び児童の就職情報を総合的かつ一體的に行うこと。

(母子家庭の母及び児童に対する就職援助)

都道府県は、母子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

(母子家庭自立支援給付金)

母子家庭就業支援事業に係る事務に従事する者は又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雇用の促進)

都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金

ため、事業主その他の国民一般の理解を高めるとともに、職業訓練の実施、就職のあつせん、公共的施設における雇入れの促進等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。)

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを受けた場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。)

三 前二号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

(不正利得の徴収)

(受給権の保護)

第三十一条の二 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

第三十一条の三 母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第三十一条の四 租税その他の公課は、母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

(母子家庭生活向上事業)

第三十一条の五 都道府県及び市町村は、母子家庭の母及び児童の生活の向上を図るために、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務(以下「母子家庭生活向上事業」という)を行うことができる。

一 母子家庭の母及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の母子家庭の母及び児童に対する支援に係る情報の提供を行ふこと。

二 母子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

三 母子家庭の母及び児童に対し、母子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、母子家庭生活向上事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定めることとする。

3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者は、従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に従事して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第四章 父子家庭に対する福祉の措置

(父子福祉資金の貸付け)

第三十二条の六 都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童(配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが、同様に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者を含む。以下この項及び第三項において同じ。)に対し、事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

一 配偶者のない男子が扶養している児童の修学に必要な資金

二 配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

三 配偶者のない男子又はその者が扶養している児童が扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 前号に掲げる者及び寡婦

3 第十五条第一項の規定は第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた者について、同条第一項第一号と読み替えるものとする。

4 第十四条(各号を除く。)の規定は、政令で定める事業を行う母子・父子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として次の各号に掲げる者のいずれかであるもの又は第一号に掲げる者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子・父子福祉団体について準用する。この場合において、同条中「次号」とあるのは、「第三十二条の六第四項各号」と、「又は第一号」とあるのは、「又は同項第一号」と、「前条第一項第一号」とあるのは、「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。

5 第十五条第一項の規定は第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた者について、同条第二項の規定は第一項第四号に掲げた者について、同条第二項の規定は第一項第四号に掲げた者について、それぞれ準用する。

6 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる母子・父子福祉団体については、第一項から第三項まで及び第四項において読み替えて準用する第十四条の規定による貸付け金(以下「父子福祉資金貸付金」という。)の貸付けを行わない。

7 第一項から第三項まで、第四項において読み替えて準用する第十四条、第五項において準用する第十五条及び前項に定めるもののほか、父子福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他父子福祉資金貸付金の貸付けに関する必要な事項は、政令で定める。

(父子家庭日常生活支援事業)

第三十二条の七 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子が扶養している全ての児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

2 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するため一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付けの期間中に当該配偶者のない男子が民法第八百七十七条の規定により扶養している全の児童が二十歳に達した後でも、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行うことができる。

3 第十八条及び第十九条の規定は、第一項の措置について準用する。

4 第二十条の規定は父子家庭日常生活支援事業(第一項の措置に係る配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものにつき同項の内閣府令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。)について、第二十一条から第二十四条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第二十二条第一項中「母子家庭」とあるのは、「父子家庭」と、第二十三条中「第十七条第一項」とあるのは、「第三十二条の七第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは、「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第二十四条中「第十七条第一項」とあるのは、「第三十二条の七第一項」と読み替えるものとする。

5 第二十九条第一項の規定は、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた者について、同条第二項の規定は父子家庭について、第二十九条第一項の規定は父子家庭の父について、それぞれ準用する。

6 都道府県は、公営住宅の供給に関する特別の配慮等(公営住宅の供給に関する特別の配慮等)

7 第二十七条及び第二十八条の規定は父子家庭について、第二十九条第一項の規定は父子家庭の父及び児童について、第二十九条第一項の規定は父子家庭の父について、それぞれ準用する。

第三十二条の八 第二十七条及び第二十八条の規定は父子家庭について、第二十九条第一項の規定は父子家庭の父及び児童について、同条第二項の規定は父子家庭の父について、それぞれ準用する。

第三十二条の九 国は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

二 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

3 都道府県が行う次項に規定する業務(以下「父子家庭就業支援事業」という。)について、都道府県に対する援助を行うこと。

4 都道府県は、就職を希望する父子家庭の父及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業

5 第三十二条の九の規定は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

二 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

3 都道府県が行う次項に規定する業務(以下「父子家庭就業支援事業」という。)について、都道府県に対する援助を行うこと。

4 都道府県は、就職を希望する父子家庭の父及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業

5 第三十二条の九の規定は、前条において準用する第二十九条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

二 父子家庭の父及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

3 都道府県が行う次項に規定する業務(以下「父子家庭就業支援事業」という。)について、都道府県に対する援助を行うこと。

4 都道府県は、就職を希望する父子家庭の父及び児童の雇用の促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業

- 二 父子家庭の父及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 父子家庭の父及び児童並びに事業主に対して、雇用情報及び就職の支援に関する情報の提供その他父子家庭の父及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

都道府県は、父子家庭就業支援事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

(父子家庭自立支援給付金)

第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは、「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは、「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは、「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは、「父子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは、「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは、「父子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは、「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

(父子家庭生活向上事業)

第三十一条の十一 都道府県及び市町村は、父子家庭の父及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務(以下「父子家庭生活向上事業」という)を行うことができる。

一 父子家庭の父及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の父子家庭の父及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

二 父子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

三 父子家庭の父及び児童に対し、父子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

第五章 寡婦に対する福祉の措置

- 〔寡婦福祉資金の貸付け〕

第三十二条 都道府県は、寡婦又は寡婦が民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者（以下この項及び次項において「寡婦の被扶養者」という。）に対し、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて寡婦の被扶養者の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸付けることができる。

一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

二 寡婦の被扶養者の修学に必要な資金

三 寡婦又は寡婦の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

四 前三号に掲げるもののほか、寡婦及び寡婦の被扶養者の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得に係る資金であつて政令で定めるものを寡婦に貸し付けている場合において、当該寡婦の被扶養者の修学又は知識技能の習得の中途において当該寡婦が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該寡婦の被扶養者であつた者が修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該寡婦の被扶養者であつた者に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

3 民法第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦については、当該寡婦の収入が政令で定める基準を超えるときは、第一項の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、政令で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

4 第十四条（各号を除く。）の規定は、政令で定める事業を行う母子・父子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として寡婦であるもの又は寡婦の自立の促進を図るために事業として政令で定めるものを行う母子・父子福祉団

受けができる寡婦又は母子福祉資金貸付金等は、ごく一回資金貸付金の貸付料を支拂う。

- 金若しくは父子福祉資金貸付金の貸付けを受けなければならない。

第一項から第三項まで、第四項において読み替えて適用する第十五条第一項及び前項に定めるもののほか、寡婦福祉資金貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他寡婦福祉資金貸付金の貸付けに関して必要な事項は、政令で定める。

(寡婦日常生活支援事業)

第三十三条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他内閣府令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて内閣府令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を探らることができる。

前項の規定による委託に係る事務に従事する者は又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十八条及び第十九条の規定は、第一項の措置について適用する。

母子家庭日常生活支援事業を行う者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、寡婦日常生活支援事業(第一項の措置に係る寡婦につき同項の内閣府令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ)を行うことができること。

第二十一条から第二十四条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。

る。

- 第三十四条** 第二十五条、
九条の規定は、寡婦につ
いて、第二十五条
合において、第二十五条
い女子で現に児童を扶養す
子・父子福祉団体」とあ
「配偶者のない女子で現に
もの及び母子・父子福
「寡婦」と読み替えるもの
第二十五条第一項の規
施設を設置することを許
団体は、同条第二項の規
母子・父子福祉団体が使
に従事させることができ
所が講ずる措置のほか、
ものとする。

第三十五条 国は、前条第
二十九条第二項の規定
所が講ずる措置のほか、
ものとする。

一 寡婦の雇用の促進に
行うこと。

二 寡婦の雇用の促進に
者その他の関係者に対
三 都道府県が行う次項
「寡婦就業支援事業」と
道府県に対し、情報の
うこと。

都道府県は、就職を希
進を図るため、母子・父
携を図りつつ、次に掲げ
体的に行なうことができる
一 寡婦に対し、就職に
と。

二 寡婦に対し、職業能
な措置を講ずること。
三 寡婦及び事業主に対
の支援に関する情報の
に�し必要な支援を行

- 3 都道府県は、寡婦就業支援事業に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 (寡婦生活向上事業)
- 第三十五条の二** 都道府県及び市町村は、寡婦の生活の向上を図るために、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、寡婦に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援に係る情報の提供その他必要な支援を行うことができる。
- 2 都道府県及び市町村は、前項に規定する業務(以下「寡婦生活向上事業」という。)に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
- 3 前項の規定による委託に係る事務に従事する者は又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第六章 福祉資金貸付金に関する特別会計等

- 第三十六条** 都道府県は、母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金(以下「福祉資金貸付金」と総称する。)の貸付けを行つては、特別会計を設けなければならぬ。
- 2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金、次条第一項の規定による国からの借入金(以下「国からの借入金」という。)、福祉資金貸付金の償還金(当該福祉資金貸付金に係る政令で定める収入を含む。以下同じ。)及び附属収入をもつてその歳入とし、福祉資金貸付金、同条第二項及び第四項の規定による国への償還金、同条第五項の規定による一般会計への繰入金並びに貸付けに関する事務に要する費用をもつてその歳出とする。
- 3 都道府県は、毎年度の特別会計の決算上剩余金を生じたときは、これを当該年度の翌年度の特別会計の歳入に繰り入れなければならない。
- 4 第二項に規定する貸付けに関する事務に要する費用の額は、同項の規定に基づく政令で定める収入のうち収納済となつたものの額に政令で定める割合を乗じて得た額と、当該経費に充てられる割合を乗じて得た額と、当該経費に充てられる費用の額は、同項の規定に基づく政令で定める収入のうち収納済となつたものの額に政令で定める割合を乗じて得た額と、当該経費に充てられる費用の額は、同項の規定により市町村が行うところにより国に償還しなければならない。

- 一 国からの借入金の総額(第二項及び第四項の規定により国に償還した金額を除く。)
- 2 都道府県は、毎年度、当該年度の前々年度の特別会計の決算上の剰余金の額が、政令で定める額を超えるときは、その超える額に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて得た額に相当する金額を、政令で定めることにより國に償還しなければならない。
- 3 前号に掲げる額と当該都道府県が当該年度の前々年度までに福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額(第五項の規定により一般会計に繰り入れた金額を除く。)との合計額
- 4 前項の政令で定める額は、当該都道府県の福祉資金貸付金の貸付けの需要等の見通しからみて、同項の剰余金の額が著しく多額である都道府県について同項の規定が適用されるように定めるものとする。
- 5 都道府県は、第二項に規定するものほか、毎年度、福祉資金貸付金の貸付業務に支障がない限りにおいて、国からの借入金の総額の一部に相当する金額を国に償還することができるとする。
- 6 都道府県は、毎年度、第二項又は前項の規定により国への償還を行つた場合に限り、政令で定める額を限度として、福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れられた金額の総額の一部に相当する金額を、政令で定めるところにより國に償還しなければならない。

第七章 母子・父子福祉施設

- 第三十九条** 母子・父子福祉施設の種類は、次のとおりとする。
- 一 母子・父子福祉センター
- 二 母子・父子休養ホーム
- 三 母子・父子福祉セントターは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。
- 四 母子・父子休養ホームは、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与することを目的とする施設とする。
- (施設の設置)
- 第四十条** 市町村、社会福祉法人その他の者が母子・父子福祉施設を設置する場合には、社会福祉法の定めるところによらなければならぬ。
 (寡婦の施設の利用)
- 第四十一条** 母子・父子福祉施設の設置者は、寡婦に、母子家庭等に準じて母子・父子福祉施設を利用させることができる。
- 第八章 費用**
- 第四十二条** 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。(市町村の支弁)
- 一 第十七条第一項の規定により市町村が行う母子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用
- 二 第三十一条第二項の規定により都道府県が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 三 第三十一条の二第一項の規定により市町村が行う寡婦日常生活向上事業の実施に要する費用
- 四 第三十一条の五第一項の規定により都道府県が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用
- 五 第三十一条の七第一項の規定により都道府県が行う父子公司家庭日常生活支援事業の実施に要する費用
- 六 第三十一条の九第二項の規定により都道府県が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用
- 七 第三十一条の十の規定により都道府県が行う父子公司家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 八 第三十一条の十一第一項の規定により都道府県が行う父子公司家庭日常生活向上事業の実施に要する費用
- 九 第三十三条第一項の規定により都道府県が行う父子公司家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 十 第三十五条第二項の規定により都道府県が行う寡婦就業支援事業の実施に要する費用
- 十一 第三十五条の二第一項の規定により都道府県が行う寡婦日常生活向上事業の実施に要する費用

- 第四十四条** 都道府県は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁し(都道府県の補助)
- 一 第四十二条第一項の規定により市町村が行う母子家庭日常生活支援事業の実施に要する費用
- 二 第三十三条の五第一項の規定により市町村が行う母子家庭生活向上事業の実施に要する費用
- 三 第三十三条第一項の規定により市町村が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 四 第三十三条第一項の規定により市町村が行う母子家庭日常生活向上事業の実施に要する費用
- 五 第三十三条第一項の規定により市町村が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 六 第三十三条第一項の規定により市町村が行う母子家庭日常生活向上事業の実施に要する費用
- 七 第三十三条第一項の規定により市町村が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 八 第三十三条第一項の規定により市町村が行う母子家庭日常生活向上事業の実施に要する費用
- 九 第三十三条第一項の規定により都道府県が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 十 第三十五条第二項の規定により都道府県が行う母子家庭日常生活向上事業の実施に要する費用
- 十一 第三十五条の二第一項の規定により都道府県が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 十二 第三十五条の二第一項の規定により都道府県が行う母子家庭日常生活向上事業の実施に要する費用

当該各号に定める規定による届出をしたものとみなす。

新法第二十一条に規定する母子家庭日常生活支援事業 同条又は新法第二十一条

二 新法第三十一条の七第四項に規定する父子家庭日常生活支援事業 同項において準用す

る新法第二十条又は第二十一条
第二条の規定の施行前にされた旧法第二十三

条（旧法第三十三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による母子家庭

等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止の命令は、新法第二十三条（新

法第三十一条の七第四項又は第三十三条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)の

規定による母子家庭日常生活支援事業 父子家庭日常生活支援事業 又は寡婦日常生活支援事業

の制限又は停止を命ずる处分とみなす。

項において読み替えて準用する旧法第十三条第一項又は第三項の規定により貸し付けられた資金、(已開示の)、(以下「自己資金」と表記する)、

金（酔酒者のない女）で現に児童を扶養しているものが同時に民法（明治二十九年法律第八十

九号) 第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその二一歳以上までの間のその他の二

場合における者の二十一歳以上である者の他のこれに準ずる者の福祉を増進するための資金に限る。二つ、一は、ふる在前の例で云う。

第三項に規定する算出日は、第二条の規定の施行の際現に旧法第三十三条

第三項に規定する実施監督の事務を行
い、又は休止している国及び都道府県以外の者
であつて、同項又は同条第四項によるて選用す

〔改正〕は〔新第二十一条の規定による届出をして〕いる
る旧法第二十一条の規定による届出をして

第三条の規定の施行の日以後第三条第四項又は同条第五項において準用する新去第二十一条の規定による届出をこのものに替へ

(政令への委任) なす。

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い、必要な経過措置は、政令で定

（平成二八年六月三日法律第六三
附則）

(施行期日) 号抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

号 附 則
抄 (平成二八年六月三日法律第六三

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。次項、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第一條のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第二条の改正規定、同法第二条の改正規定

定
同法第二条の改正規定
同法第二条は第

一項及び第二項として二項を加える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同章第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十一条第一項の改正規定、同法第十一條第一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同章第二節を同章第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三條第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第一項及び第二項、第三十三条の二の二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四第二項及び第五十六条第四項の改正規定、第四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条の二第一項の改正規定、第五条中母子保健法第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十二条第一項及び第四项、第十二条の二、第十二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の改正規定並びに附則第四条、第八条及び第七条の規定並びに附則第二十二条中国家戦略特別区城法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項及び第八項の改正規定（同条第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に改める部分に限る。）公布の日（検討等）

附 則	
(施行期日)	（令和二年六月）〇日法律第四二号抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
附 則	（令和四年五月二十五日法律第五二八条の規定）
（政令への委任）	（政令への委任）
第三十八条	この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則	（令和四年六月一七日法律第六八号抄）
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、（こと）も家庭庭園設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一	五百九条の規定（公布の日）
附 則	（令和四年六月二三日法律第七六八号抄）
（施行期日）	（施行期日）
第二条	この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により從前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の規定により相当の国の機関がした認定、指

3 のほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により從前の國の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前に從前の國の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の國の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第三項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第一条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、は政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七七号)抄
(施行期日)

第一 条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)